

○延岡市水道事業給水条例

昭和34年7月15日条例第28号

改正

昭和36年3月31日条例第21号
昭和41年3月1日条例第48号
昭和47年2月24日条例第3号
昭和48年3月31日条例第4号
昭和50年7月12日条例第14号
昭和53年7月20日条例第21号
昭和56年3月27日条例第12号
昭和57年3月29日条例第8号
昭和60年12月26日条例第26号
昭和62年10月1日条例第23号
昭和63年7月2日条例第16号
平成2年3月31日条例第19号
平成4年12月25日条例第38号
平成6年3月31日条例第6号
平成9年3月31日条例第15号
平成9年12月24日条例第35号
平成10年3月30日条例第6号
平成12年3月28日条例第16号
平成12年12月25日条例第51号
平成15年3月31日条例第9号
平成18年2月20日条例第32号
平成24年12月28日条例第29号
平成26年3月24日条例第2号
平成28年3月29日条例第23号
平成29年12月19日条例第41号
平成31年3月29日条例第8号
令和元年9月30日条例第27号
令和元年11月28日条例第28号
令和2年3月25日条例第10号

延岡市水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置工事及びその費用（第4条—第13条）
- 第3章 給水（第14条—第23条）
- 第4章 料金及び手数料（第24条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第38条）
- 第5章の2 貯水槽水道（第38条の2・第38条の3）
- 第6章 布設工事監督者及び水道技術管理者（第38条の4—第38条の6）
- 第7章 補則（第39条）
- 第8章 罰則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の水道事業における料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するため、市が敷設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去のための工事をいう。
- (3) 布設工事監督者 法第12条の規定により、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者をいう。
- (4) 水道技術管理者 法第19条の規定により、水道の管理について技術上の業務を担当する者をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1つの世帯又は1つの事業所が専用することを目的として設置するもの
- (2) 共用給水装置 2つ以上の世帯又は2つ以上の事業所が共同で使用することを目的として設置するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用することを目的として設置するもの

2 共用給水装置は、その設置及び使用に関し、市長が必要があると認める場合に限り設置することができる。

第2章 給水装置工事及びその費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長の定めるところによりあらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合において、当該給水装置工事について、利害関係人その他の制約があるときは、あらかじめ当該給水装置工事の施行に関する利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、延岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第11号)に定める給水区域の地区内であっても、配水管を敷設していない場所又は給水に支障があると認める場合は、給水装置工事の申込みを拒否することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

(給水装置工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市長又は法第16条の2第1項の規定により市長が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により給水装置工事を施行しようとするときは、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定等)

第7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件について指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費

- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を要するときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の前納)

第9条 給水装置工事の施行を市長に依頼しようとする者は、前条の規定によって算出した当該給水装置工事の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定に基づき前納された工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(工事費未納の場合の措置)

第10条 市長は、申請者から依頼を受けて給水装置工事を施行した場合において、当該申請者が前条第1項に規定する工事費の概算額(同条第2項に規定する精算後に追徴すべき費用を含む。)を指定納期限内に納付しないときは、当該給水装置を撤去することができる。

2 申請者は、前項の規定により市長が給水装置を撤去した場合において、市に損害があるときは、これを賠償しなければならない。

(給水装置の所有権の移転の時期)

第11条 市長が申請者から依頼を受けて給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納された時とする。

2 申請者は、給水装置の所有権の取得前であっても当該給水装置について生じた危険を負担する。

(開発行為の事前協議)

第12条 給水区域内において開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)を行おうとする者は、あらかじめその給水方法、費用負担、施設の維持管理等について市長と協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の協議について必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、水道の使用者若しくは第17条に規定する代表者又は給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、市又は原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 市長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

2 市長は、前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止によって損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところによりあらかじめ市長に給水契約の申込みを行い、その承認を受けなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住していないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に定めて市長に届け出なければならない。

(代表者の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、代表者を

選定して市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共同で使用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

2 市長は、前項の代表者を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、市の設置するメーターにより計量する。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

3 市長は、メーターの位置が管理上不適当であると認めるときは、水道使用者等の負担においてこれを変更改善させることができる。

4 市長は、共同住宅等について特に必要があると認めるときは、市長が別に定める基準に適合している場合に限り、水道使用者等の申請に基づき、市の設置に係るメーター以外のメーターについて検針し、計量することができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、市が設置して水道使用者等に貸与保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、メーターを水道使用者等に設置させることができる。

(1) 使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。

(2) 1つの使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもって、メーターを保管しなければならない。

3 メーターの保管者は、前項の管理義務を怠ったために、メーターを滅失し、又は毀損した場合には、その損害額を弁償しなければならない。

(届出義務)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) メーターの口径を変更しようとするとき。

(3) 住所又は氏名(法人の場合にあっては名称)を変更したとき。

(4) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(5) 代理人又は代表者を変更したとき。

(6) 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき。

(7) 消防用として水道を使用したとき。

(第三者の異議についての責任)

第21条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、水道使用者等の責任とする。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、給水装置に異状があるときは直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、給水装置の修理を必要とするときは、市長又は指定給水装置工事事業者がこれを行うものとし、これに要した費用は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する水道使用者等からの届出がなくても、前項の規定の例により給水装置の修理その他必要な措置をとることができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、当該水道使用者等の責任とする。

(給水装置又は水質の検査)

第23条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

(料金)

第25条 料金は、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

| メーターの口径 (ミリメートル) | 基本料金(1月につき) | | 従量料金(円) |
|---------------------|----------------|--------|--------------------------------------------|
| | 水量 (立方メートル) | 金額(円) | |
| 13 | 5以下 | 612 | 10立方メートルを超え るとき、その超える1立 方メートルにつき 165 |
| | 5を超え10以下 | 1,007 | |
| 20 | 5以下 | 717 | |
| | 5を超え10以下 | 1,181 | |
| 25 | 10以下 | 1,699 | |
| 40 | | 3,709 | |
| 50 | | 6,392 | |
| 75 | | 13,591 | |

2 一般公衆浴場(公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)第2条第1号に規定する一般公衆浴場をいう。)の用に供する水道の従量料金については、当分の間、前項の表中「165」とあるのは「110」とする。

3 前項の規定による料金の適用を受けようとする者は、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

4 第18条第4項の規定の適用を受ける共同住宅等については、各戸ごとに第1項の表を適用し、料金を算定する。この場合において、メーターの口径その他必要な事項については、市長が別に定める基準によるものとする。

(料金の算定)

第26条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その使用水量を各月均等に使用したものとみなして算定する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 検針は、給水区域を2地区に分けて行い、その区域は市長が別に定める。

(使用水量の認定)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定にかかわらず、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) メーターの検針ができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 第15条の規定による市長の承認を受けずに給水装置を使用した者は、従前の使用者に引き続いて給水装置を使用したものとみなす。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用期間が1か月以内のときは、1か月分として算定する。
- (2) 使用期間が1か月を超えるときは2か月分とし、その使用水量を各月均等に使用したものとみなして算定する。

2 月の中途において、メーターの口径に変更があったときは、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により臨時に水道を使用しようとする者又は市長が特に必要があると認める者は、給水契約の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を廃止したときに精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。

2 給水装置を共同で使用する場合の料金は、その代表者が料金を取りまとめ、徴収に応じなければならない。

3 水道の使用を廃止した場合であっても、第20条第1号に規定する届出がないときは、料金を徴収する。

(手数料)

第31条 法第16条の2第1項に規定する給水装置工事事業者の指定を受けようとする者、法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けようとする者又は第6条第2項に規定する給水装置工事のしゅん工検査を受けようとする者は、その申込みの際、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき 20,000円

(2) 給水装置工事事業者指定更新申請手数料 1件につき 10,000円

(3) しゅん工検査手数料 次の表に定める額

| メーターの口径 (ミリメートル) | 工事の種別 (1件につき) | |
|---------------------|---------------|-------------|
| | 新設工事 (円) | 改造・撤去工事 (円) |
| 13 | 2,000 | 800 |
| 20 | 3,000 | 1,200 |
| 25 | 3,800 | 1,500 |
| 40 | 6,100 | 2,500 |
| 50 | 7,600 | 3,100 |
| 75 | 11,500 | 4,700 |

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(原因者による工事費の負担)

第31条の2 配水管又は給水管を毀損した者又は移設を必要とする者は、その工事に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長がその必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用の額は、市長が別に定める。

(料金等の減免)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に基づいて納付すべき料金、手数料その他の費用について、減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置(第18条第4項の規定の適用を受ける共同住宅等の給水装置を含む。)を検査し、水道使用者等に対して適当な措置をとるよう指示することができる。

(基準に適合しない給水装置に対する措置)

第34条 市長は、給水装置の構造又は材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しないと認めるときは、給水契約の申込みを拒否し、又は給水装置が当該基準に適合するまでの間、給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒否し、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 市長は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第8条の工事費、第22条の修理費、第25条の料金又は第31条の手数を指定期限内に納付し

ないとき。

- (2) 正当な理由がなく第26条の検針又は第33条の検査を拒み、若しくは妨げ、又は指示に従わないとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と接続して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 水道使用者等が60日以上所在不明であり、かつ、給水装置が相当期間にわたって使用されていないと認められるとき。
- (2) 給水装置が相当期間にわたって使用されておらず、かつ、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

(土地への立入り)

第36条の2 市長は、メーターの設置、撤去若しくは検針又は給水装置の検査若しくは修理のため必要があると認めるときは、給水装置が敷設されている土地に立ち入ることができる。

(私設消火栓の使用)

第36条の3 私設消火栓は、消防用又は消防演習による場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するとき、市長が指定する職員の立会いを要する。

第37条及び第38条 削除

第5章の2 貯水槽水道

(市の責務)

第38条の2 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第38条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 布設工事監督者及び水道技術管理者

(布設工事監督者を配置する工事)

第38条の4 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事であつて次に掲げるものとする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、濾(ろ)過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第38条の5 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において第1号に規定する学科目又は前号に規定する学科目を修めて卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学科目を修めて卒業し

た者にあつては1年以上、前号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第4号若しくは前号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「にあつては1年以上」とあるのは「にあつては6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第5号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第6号中「期間以上」とあるのは「期間の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第38条の6 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者であること。
 - (2) 前条第1項第1号、第4号及び第5号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (3) 前条第1項第1号、第4号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
 - (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。
- 2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第4号中「期間以上」とあるのは「期間の

2分の1以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と読み替えるものとする。

第7章 補則

(実施規程)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の承認を受けずに給水装置工事を施行した者
- (2) 正当な理由がなく第18条のメーターの設置、第26条の検針、第33条の検査若しくは第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定に違反して給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第36条の3第1項の規定に違反して私設消火栓を消防用又は消防演習以外の目的に使用した者

第41条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 延岡市水道給水条例（昭和32年4月1日条例第13号）は廃止する。
- 3 旧延岡市水道給水条例の規定に基いて徴収し、または徴収すべきであった使用料または手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置）
- 5 北方町及び北浦町の編入の日（以下「編入日」という。）前に北方町簡易水道事業給水条例（平成10年北方町条例第19号。以下「北方町条例」という。）又は北浦町簡易水道事業給水条例（平成10年北浦町条例第19号。以下「北浦町条例」という。）の規定により給水契約の承認を受けた者に係る料金については、平成18年3月分として徴収する料金からこの条例の規定を適用し、同年2月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 6 編入日前に、北方町条例又は北浦町条例の規定によりなされた申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 7 前2項に規定するもののほか、編入日前に北方町条例又は北浦町条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 編入日前にした北方町条例又は北浦町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 第5項から前項までに規定するもののほか、北方町及び北浦町の編入に伴う必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（昭和36年3月31日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の延岡市水道事業給水条例第25条第1項の料金表の規定は、昭和36年度分以降の料金から適用し、昭和35年度分以前のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和41年3月1日条例第48号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 施行日前に給水装置の新設、改造または撤去に係る申込を受け、承認したものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和47年2月24日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、第25条に定める改正料金は、昭和47年3月分の検針定例日以後の検針に係る料金から適用する。

附 則（昭和48年3月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日以後に工事の申込みをする者から適用する。

附 則（昭和50年7月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、第25条に定める改正料金は、昭和50年7月分の定例日後の点検に係る料金から適用する。

附 則（昭和53年7月20日条例第21号）

この条例は、昭和53年9月1日から施行する。ただし、第26条第2項に定める検針区域のうち1地区については昭和53年9月分の料金に限り1か月分を検討して算定する。

附 則（昭和56年3月27日条例第12号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第25条の規定は、昭和57年4月1日以後の検針に係る使用水量に対する水道料金から適用し、同日前の検針に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、昭和57年4月定例日の検針（水道の使用を中止し、又はやめたことにより、昭和57年4月1日から同定例日前に検針したものを含む。）により算定する水道料金のうち、その使用水量の2分の1に係るものについては、改正前の延岡市水道事業給水条例の規定を適用する。

附 則（昭和60年12月26日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第25条の規定は、昭和61年4月1日以後の検針に係る使用水量に対する水道料金から適用し、同日前の検針に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、昭和61年4月定例日の検針（水道の使用を中止し、又はやめたことにより、昭和61年4月1日から同定例日前に検針したものを含む。）により算定する水道料金のうち、その使用水量の2分の1に係るものについては、改正前の延岡市水道事業給水条例の規定を適用する。

附 則（昭和62年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月2日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の延岡市水道事業給水条例の規定は、平成2年4月1日以後の検針に係る使用水量に対する水道料金から適用し、同日前の検針に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成2年4月定例日の検針（水道の使用を中止し、又はやめたことにより、平成2年4月1日から同定例日前に検針したものを含む。）により算定する水道料金のうち、その使用水量の2分の1に係るものについては、改正前の延岡市水道事業給水条例の規定を適用する。

附 則（平成4年12月25日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 水道事業及び簡易水道事業に係るこの条例による改正後の延岡市水道事業給水条例第25条の規定は、平成5年4月1日以後の検針に係る使用水量に対する料金について適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成5年4月定例日の検針（水道の使用を中止し、又はやめたことにより、平成5年4月1日から同定例日前に検針したものを含む。）により算定する料金のうち、その使用水量の2分の1に係るものについては、水道事業にあっては改正前の延岡市水道事業給水条例の規定を、簡易水道事業（島浦簡易水道事業に限る。）にあっては改正前の延岡市簡易水道事業条例の規定をそれぞれ適用する。

附 則（平成6年3月31日条例第6号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の延岡市水道事業給水条例の規定は、平成9年4月1日以後の検針に係る使用水量に対する水道料金について適用し、同日前の検針に係る使用水量に対する水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成9年4月定例日の検針（水道の使用を中止し、又はやめたことにより、平成9年4月1日から同定例日前に検針したものを含む。）により算定する水道料金のうち、その使用水量の2分の1に係るものについては、この条例による改正前の延岡市水道事業給水条例の規定を適用する。

附 則（平成9年12月24日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の延岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、平成10年4月1日以後に新条例第4条第1項の規定により市長の承認を受けた給水装置工事について適用し、同日前に市長の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第6号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第51号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月20日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の延岡市水道事業給水条例第25条第1項の規定は、平成26年6月分として徴収する水道料金から適用し、同年5月以前の分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第23号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の延岡市水道事業給水条例の規定は、平成30年7月1日以後の検針に係る使用水量に対する料金について適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年7月定例日の検針（水道の使用を中止し、又はやめたことにより、平成30年7月1日から同定例日前に検針したものを含む。）により算定する料金のうち、その使用水量の2分の1に係るものについては、改正前の延岡市水道事業給水条例の規定を適用する。

附 則（平成31年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の延岡市水道事業給水条例第38条の5第1項第7号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則（令和元年9月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第25条第1項の規定は、令和元年12月分として徴収する水道料金から適用し、同年11月以前の分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月28日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第25条第1項の規定は、令和元年12月分として徴収する水道料金から適用し、同年11月以前の分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。